

情 個 審 第 3 号

平成 29 年 5 月 8 日

茨城県知事 橋 本 昌 殿

茨城県情報公開・個人情報保護審査会

委員長 大和田 一雄

行政文書不開示決定に対する審査請求について（答申）

平成 28 年 8 月 31 日付け建指諮問第 1 号で諮問のありました下記事案について、別紙のとおり答申します。

記

「建築基準法第 12 条第 5 項により報告を求めて提出を受けた文書」不開示決定（存否応答拒否）に係る審査請求事案

（情報公開諮問第 175 号）

（情報公開答申第 147 号）

## 第1 審査会の結論

実施機関が行った不開示決定は、妥当である。

## 第2 諮問事案の概要

### 1 行政文書の開示請求

平成28年6月8日、審査請求人は、茨城県情報公開条例（平成12年茨城県条例第5号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、茨城県知事（以下「実施機関」という。）に対し、次に掲げる内容の行政文書（以下「本件行政文書」という。）の開示を請求（以下「本件請求」という。）した。

茨城県が特定の個人に対して建築基準法第12条に基づいて報告を求め特定の日付けで受理した書面（特定の地番所在の特定の個人所有の建築物（倉庫）及び建築物の敷地に関する状況報告）

### 2 実施機関の決定及び通知

平成28年6月16日、実施機関は、本件行政文書について、当該文書の存否を答えること自体が、個人に対する指導の有無を開示することとなり、条例第7条第2号の規定により不開示とすべき情報を開示することになるので存否を答えることはできないが、仮に存在するとしても、同号の規定により不開示になる文書であるとして、条例第10条の規定により、その存否を明らかにしないで不開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。

### 3 審査請求

平成28年6月22日、審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対して審査請求を行った。

## 第3 審査請求人の主張の要旨

### 1 審査請求の趣旨

本件処分を取り消し、本件行政文書を開示せよとの裁決を求める。

### 2 審査請求の理由

審査請求人が、審査請求書及び反論書において主張しているところは、おおむね次のとおりである。

(1) 本件行政文書について

ア 審査請求人は、近くに住んでいて目の前で違反の事実を知り得ることのできた一般市民の一人として、書面にて実施機関に違反建築物の存在について通報し、行政による違反状態の是正指導を求めた。

イ その後、違反状態にあることの指摘を受けた実施機関は7か月間の時間をかけて、改めて独自に調査をし、建築主と協議・調整をし、建築基準法（昭和25年法律201号。以下「法」という。）第12条に基づく行政指導を行い、特定の日付けで建築物及び建築物の敷地に関する是正結果についての報告を受理した。

ウ 実施機関から電話にて連絡があり、審査請求人において実施機関の事務所に出向き、実施機関の職員2名と面談し、状況報告があった旨の事実を確認した。

エ 本件行政文書が存在することは、実施機関の責任ある立場の職員から情報開示された明白な事実である。審査請求書に添付した添付資料の内容について実施機関の職員に確認し、本件行政文書は「存在する」という事実認定を求める。

オ 本件行政文書は存在するのであり、当該文書の存在が明らかになっていないということを前提にして不開示情報の該当性を主張する論理は、そのスタート時点で破綻している。条例第10条の該当性についても同様である。

(2) 不開示情報の該当性について

ア 「本件請求は、特定の個人を名指しした上で、当該個人所有の建築物が法に違反し、実施機関から行政指導を受けたことを前提とした」とあるが、「実施機関から行政指導を受けたこと」は前提ではなく、添付資料に示すとおり、既定の事実である。

イ 「特定の個人を名指しした上で」とあり、いかにも「個人情報保護」の観点を前面に押し出す意図のある文章表現になっているが、個人名を持ち出したのは、個人名も明確であり、通報事案の特定に正確を期するために個人名を出しただけで、個人情報を公開してくれとか、プライバシーを侵害しようとか、個人の利益を毀損しようなどという意図は

全くない。

ウ 「開示をしない理由」後段で、「個人に関する情報」＝「不開示情報」としているようであるが、そもそも本件行政文書の開示請求には、以下のとおり「個人に関する情報」の開示に関する問題は存在しない。

(ア) 特定の建築物は、当該建築物の敷地について、法に定められた道路後退がなされていない。

現地の状況を見るだけで、道路後退がなされていないことは、誰の目にも一目瞭然である。また、違反情報を通報した後、実施機関から「建築主に対し道路後退点についての行政指導をしてきた」との情報開示もなされている。

(イ) 当該建築物に関わる法違反に関する情報開示請求は、公共道路と建築物に関する一般社会に開かれた社会基盤整備に関する情報開示の問題である。社会基盤整備に密接に関わる法違反に対する行政指導や行政処分のあり方に関する情報開示の問題である。新たに「個人に関する情報」が開示されることになるのではないかという次元の問題ではない。

(ウ) また、開示請求を受けた情報が不開示となり社会的な問題に関する事実関係がうやむやになってしまうことで、違反建築主が不当に得た権利利益（道路後退部分の使用権の制限を無視した私的使用の既成事実化・固定化・既得権益化）が事実上追認され、ひいては社会基盤の整備を遅らせることになることはあっても、本件行政文書の開示により建築主の正当な権利利益が害されるなどということはない。

エ 本件行政文書の存否については、実施機関により、法第12条に基づき報告を求め特定の日付けで報告を受理したという情報が開示されており、当該文書の存在は一般市民である審査請求人に情報開示されている。また、報告書の受理は法第12条に基づく行政指導の結果を示すものであり、行政指導を行ったという情報開示も既になされている。つまり、行政文書の開示・不開示の判断の前提となる事実認識に完全な誤認がある。条例第7条第2号該当として不開示となるべき情報は、既に実施機関により情報公開されているのである。

オ 今回不開示とされた個人情報の中で、「当該個人所有の建築物（倉庫）

が法に違反し」て建築されたという事実は、以下のように既に、実施機関によって公にされている。

(ア) 実施機関は、審査請求人の求めに応じ、法第93条の2に基づき本件請求に係る建築物の建築確認申請書の閲覧を一旦は認めたものの、その後急に「閲覧はできない」と連絡をしてきた。実施機関が法に定められている書類の閲覧をさせないということはありませんので、確認申請がなされておらず、閲覧をさせようにも閲覧に供すべき書類がなかったということである。法第6条第1項違反があったということである。

(イ) 本件行政文書は、建築確認申請の出していない違反建築物に関するその延長上の状況報告であり、法第93条の2の定め趣旨に沿えば、公共道路との境界に関わる「建築物の敷地」に関する書面については、元来、「個人に関する情報」の議論とは別に、求めがあれば閲覧に供すべき情報である。

カ 行政文書の写しの交付ができないのなら、閲覧だけでも情報公開制度の意義は達成されるのではないかと思っている。

### (3) 結論

事実関係を無視し、あるいは誤った事実認識に基づく本件処分は、民主的な開かれた行政を推進することを目的とする条例に違反する不当な決定であり、「不開示決定処分を撤回し、少なくとも当該違反建築物に関する「建築物の敷地」に関する書類については情報開示をせよ」との裁決を求める。

## 第4 実施機関の主張の要旨

実施機関が、弁明書において主張しているところは、おおむね次のとおりである。

### (1) 本件行政文書について

本件行政文書は、仮に存在するとすれば、行政文書開示請求書及び添付書面の記載内容から、特定の個人所有の建築物及び建築物の敷地が法に違反するとして、実施機関が行政指導を行い、法第12条第5項の規定に基づき状況報告を求めた結果、特定の日付けで受理した書面である。

### (2) 違反建築物に対する指導等について

建築基準法令の規定又は法の規定に基づく許可に付した条件に違反した建築物（以下「違反建築物」という。）に関する通報があった場合には、直ちに現場を調査し、当該建築物に違反事実が認められるときには、その所有者等から事情を聴取して是正指導を行っている。

また、この現場調査や事情聴取だけでは違反内容が不明確な場合には、違反建築物の所有者等に対して建築物の敷地、構造、建築設備等の状況に関する報告（法第12条第5項）を求めることとしている。

この違反建築物の是正指導は、原則的に口頭で行っているが、違反建築物が工事施工中であるときで、直ちに工事を停止させる必要がある場合には、行政処分となる工事施工停止の措置命令（法第9条第10項）を行うことができる。また、違反事実が重大である場合又は使用禁止（法第9条第7項）若しくは工事施工停止（法第9条第10項）の命令に従わない場合には、除却等の措置命令（法第9条第1項）を行うことができる。措置命令に当たっては、併せて、命令を受けた者の氏名、住所等を記載した標識を現場に設置し、県報に登載する措置（法第9条第13項）を講じている。

### （3）不開示情報の該当性について

#### ア 条例第7条第2号の該当性について

（ア）本件請求は、特定の個人を名指しした上で、当該個人所有の建築物が法に違反し、実施機関から行政指導を受けたことを前提とした請求である。そのため、本件請求に対して、本件行政文書の存否を明らかにした上で、存在している場合は開示又は不開示を通知し、存在しない場合は存在しない旨を通知すると、当該個人が実施機関から行政指導を受けたか否かということを確認することとなる。

このような情報は、特定の個人を名指しした請求であることから特定の個人を識別することができる情報であり、かつ、個人にとって通常他人に知られたくないと望む不名誉な情報であって、公にすると、当該個人の権利利益を害するおそれがあるため、条例第7条第2号本文に該当すると考える。

（イ）違反建築物の是正指導は、原則的にその所有者等が自らの意思で是正することを促すものであることから、法第9条第1項又は同条第10項に基づく措置命令を受けた者を除いて、命令を受けた者の氏名、住所等を公にはしておらず、特定の個人所有の建築物及び建築物の敷地が法に違反するとして標識設置及び県報登載したことはない。

よって、条例第7条第2号ただし書アには、該当しないと考える。  
また、同号ただし書イ及びウに該当する事情も認められない。

イ 条例第10条の該当性について

上記アにより、本件行政文書の存否を答えることは、条例第7条第2号の不開示情報を開示することとなるため、条例第10条の規定により、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した本件処分は、妥当であると考えられる。

(4) 結論

以上により、本件処分には違法不当の点はないと考える。

第5 審査会の判断

当審査会は、本件諮問事案について審査した結果、次のように判断する。

1 本件請求について

本件請求は、開示請求書及びその添付書類の記載内容から、特定の個人が所有する建築物及び建築物の敷地が法に違反するとして、実施機関が行政指導を行ったことを前提にしていると認められる。

そうすると、本件行政文書が存在しているか否かを答えることは、特定の個人が実施機関から違反建築物に係る行政指導を受けたか否かという情報（以下「本件存否情報」という。）を開示することになると認められる。

2 本件処分の妥当性について

条例第10条は、「当該開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。」と規定している。

実施機関は、本件存否情報が、条例第7条第2号の不開示情報に該当するとして、条例第10条の規定により本件処分を行っていることから、以下、本件存否情報の不開示情報該当性について、検討する。

条例第7条第2号は、個人に関する情報について、プライバシーを中心とする個人の権利利益を保護する観点から、「特定の個人を識別することができる情報（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」及び「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報」を原則として不開示とし、一般的に当該個人の利益保護の観点から不開示

とする必要のないもの及び保護利益を考慮しても公益上公にすることの必要性が認められるものを例外的に開示すべきものとしている。

本件存否情報は、当該情報に含まれる氏名及び建築物の所在により特定の個人を識別することができるものであり、当該個人にとって通常他者に知られたくないと望む不名誉なものであることから、公にすると、個人の権利利益を害するおそれがあるため、条例第7条第2号本文に該当すると認められる。

また、本件存否情報を公にしていらないとする実施機関の主張を覆すに足りる事情は存しないことから、本件存否情報は、条例第7条第2号ただし書アに該当するとは認められない。

よって、本件行政文書は、存否を答えるだけで条例第7条第2号の不開示情報を開示することになるため、実施機関が条例第10条の規定によりその存否を明らかにしないで行った本件処分は、妥当であると判断する。

### 3 審査請求人の主張について

審査請求人は、近くに住んでいて違反の事実を知り、行政による是正指導を求め、本件行政文書が存在することについて、実施機関の責任ある立場の職員から情報開示されている旨主張している。

しかし、条例に定める情報公開制度は、開示請求者が何人かを問わずに開示・不開示の決定をするものであることから、開示請求者が誰であるかは考慮せずに上記のとおり判断したものである。

また、審査請求人のその他の主張は、本件行政文書の開示・不開示の判断に影響を及ぼすものではないと判断する。

### 4 結論

以上により、「第1 審査会の結論」のように判断する。



## 第6 審査会の処理経過

本件審査請求に係る審査会の処理経過は、次のとおりである。

年	月	日	内 容
平成28年	8月	31日	諮問受理
平成29年	1月	16日	審査（平成28年度第6回審査会第一部会）
平成29年	2月	23日	審査（平成28年度第7回審査会第一部会）
平成29年	3月	28日	審査（平成28年度第8回審査会第一部会）